28. 法　人　税　制

税率

法　人　税

(1)「各事業年度の所得」については

①　普通法人

イ　資本金１億円以下のもの

（年800万円以下の所得）

	63年度	平元	平２	平10	平11	平21	平24～
留　保　分	30%	29%	28%	25%	22%	18%	15%（注１）
配　当　分	24%	26%					

（年800万円超の所得）

	63年度	平元	平２	平10	平11	平24	平27	平28	平30～
留　保　分	42%	40%	37.5%	34.5%	30%	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
配　当　分	32%	35%							

ロ　資本金１億円超のもの

	63年度	平元	平２	平10	平11	平24	平27	平28	平30～
留　保　分	42%	40%	37.5%	34.5%	30%	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
配　当　分	32%	35%							

②　公益法人等

イ　下記以外のもの

63年度	平10	平11	平21	平24～
27%	25%	22%	22%	19%

（年800万円以下の所得）

平21	平24～
18%	15%（注１）

ロ　公益社団・財団法人，非営利型一般社団・財団法人

（年800万円以下の所得）

平20	平21	平24～
22%	18%	15%（注１）

（年800万円超の所得）

平20	平24	平27	平28	平30～
30%	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%

③　協同組合等※

	63年度	平元	平２	平10	平11	平21	平24～
留　保　分	27%	27%	27%	25%	22%	22%	19%
配　当　分	22%	25%					

（年800万円以下の所得）

平21	平24～
18%	15%（注１）

※特定の協同組合等の年10億円超の所得金額に係る税率は22%

（注１）平成24.4.1から令和3.3.31までの間に開始する各事業年度に適用される税率。

（注２）普通法人の軽減税率については，大法人（資本金の額等が５億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等には適用しない。

(2)「清算所得」については

	63年度	平元	平２	平10	平11	平22～
①　普通法人	37%	35.2%	33%	30.7%	27.1%	通常の所得課税に移行
②　協同組合等	24.8%	24.8%	24.8%	23.1%	20.5%	

所得の計算（主なもの）

(1)　受取配当等の益金不算入

内国法人が受け取る株式等に係る配当等の額のうち次の①～④の金額は，益金の額に算入しない。

①　完全子法人株式等に係る配当等の額…その全額

（注）完全子法人株式等とは，内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式等のうち一定のものをいう。

②　関連法人株式等（①以外の持株割合３分の１超の株式等）に係る配当等の額…その配当等の額から負債利子の額を控除した残額

③　①，②及び④以外の株式等（持株割合５%超３分の１以下の株式等）に係る配当等の額…その配当等の額の50%相当額

④　非支配目的株式等（持株割合５%以下の株式等）に係る配当等の額（特定株式投資信託の収益の分配の額を含む。）…その配当等の額の20%相当額

度　の　概　要

所得の計算（主なもの）（続）	（注１）保険会社が受け取る非支配目的株式等に係る配当等の額については，その配当等の額の40％相当額を益金不算入 （注２）協同組合等が保有する連合会等の普通出資につき支払を受ける配当等の額については，出資保有割合にかかわらず，その配当等の額の50％相当額を益金不算入 (2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入 外国子会社（株式保有割合25％以上）の株式等に係る受取配当等についてはその95％相当額（受取配当等の５％相当額を経費とみなして控除）が益金不算入とされる。 (3) 有価証券の期末評価方法 売買目的の有価証券については時価法，その他の有価証券については原価法による。 (4) 棚卸資産の期末評価方法 原価法又は低価法（期末の一般的な時価）による。ただし，トレーディング目的の棚卸資産については，時価法による。 (5) 減価償却（後掲） (6) 引当金 貸倒引当金 イ　銀行，保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等の貸倒引当金の繰入限度額は，期末金銭債権を個別に評価する金銭債権（その一部につき回収が不能となった債権に限る。）と一括して評価するその他の金銭債権とに区分してそれぞれ計算する。個別に評価する金銭債権については債務者ごとに貸倒れが見込まれる事由に応じた回収不能見込額を計算し，一括して評価する金銭債権については実績繰入率（過去３年間の貸倒実績率）を乗じて貸倒見込額を計算する。 ロ　中小法人等については，実績繰入率に代えて法定繰入率（租税特別措置）を適用できる。（本特例については，大法人（資本金の額が５億円以上の法人等）の100％子法人及び100％グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等には適用しない。） (7) 収益計上基準の特例 ①　長期工事に係る収益計上の特例 イ　工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。）のうち，工事期間が１年以上で，かつ，請負金額10億円以上のもの（長期大規模工事）の請負については，工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算する。 ロ　長期大規模工事以外の工事の請負については，工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することができる。 ②　リース譲渡に係る収益計上の特例 資産の売買とみなされるリース取引による資産の譲渡については，延払基準により収益の額及び費用の額を計上することができる。
法人社内留保課税	特定同族会社の留保金課税 法人が特定同族会社に該当する場合で，留保金額が留保控除額（①所得等の金額の40％相当額，②2,000万円，③資本金の25％相当額から利益積立金額を控除した金額のうち最も多い金額）を超えるときは，通常の法人税に加え，その超える部分に対して特別税率（年3,000万円以下の部分は10％，年１億円以下の部分は15％，年１億円超の部分は20％）を適用して計算した留保税額が課される。 特定同族会社とは，１株主グループ（その同族関係者を含む。）による持株割合等が50％を超える会社（資本金の額等が１億円以下の会社は，大法人（資本金等の額が５億円以上の法人等）の100％子法人及び100％グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等に限る。）をいう。
租税の特別減免	(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の４） ①　試験研究費の総額に係る税額控除制度…試験研究費の総額について，試験研究費の増減割合に応じて次の税額控除割合（６％～10％）を乗じて計算した金額の税額控除（当期の法人税額の25％（研究開発を行う一定のベンチャー企業は40％）を限度とする。）ができる。 イ　増減割合が８％超　　9.9％＋（増減割合－８％）×0.3（10％を上限とする。） ロ　増減割合が８％以下　　9.9％－（８％－増減割合）×0.175（６％を下限とする。） なお，平成29.4.1～令和3.3.31の間に開始する各事業年度においては，上記イの税額控除割合の上限（10％）は，14％とする。

租税の特別減免（続）

（注）上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは，設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金を有するもの（大法人の子会社等を除く。）をいう。

②　中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の試験研究費について，上記①の適用に代えて，試験研究費の総額の12％の税額控除（当期の法人税額の25％を限度とする。）ができる。

なお，平成29.4.1～令和3.3.31の間に開始する各事業年度において，試験研究費の増加割合が８％超える場合には，次のとおりとする。

イ　税額控除割合　　12％＋（増減割合－８％）×0.3（17％を上限とする。）

ロ　税額控除の上限　　当期の法人税額の35％

※　平成31.4.1～令和3.3.31の間に開始する各事業年度においては，試験研究費の額の平均売上金額に対する割合（試験研究費割合）が10％を超える場合には，上記①，②については，次のとおりとする。

イ　上記①②の制度の税額控除額の上限に，次の金額を上乗せする（中小企業者等にあっては，上記②ロとの選択適用）。

○　当期の法人税額　×（（試験研究費割合－10％）×２）（10％を上限）

ロ　上記①②の制度の税額控除割合を，以下のとおりとする。

○　上記①②において算出した税額控除割合　＋　（その税額控除割合×控除割増率）

※控除割増率：（試験研究費割合－10％×0.5）（10％を上限）

③　特別試験研究費の額に係る税額控除制度…特別試験研究費の額（上記①又は②の対象となったものを除く。）について，次の試験研究の区分に応じ，次の税額控除割合を乗じて計算した金額の税額控除（上記①又は②とは別枠で，当期の法人税額の10％を限度とする。）ができる。

イ　大学などとの共同研究又は委託研究　30％

ロ　研究開発型ベンチャーとの共同研究又は委託研究　25％

ハ　上記以外のもの　20％

⑵　高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の５）

指定期間（平成30.4.1（一定のものについてはエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日）～令和2.3.31）内に，高度省エネルギー増進設備等の取得等をした場合に，取得価額の30％の特別償却又は７％の税額控除（当期の法人税額の20％を限度とする。）のいずれかの選択適用ができる（ただし，中小企業等以外の法人は，税額控除を選択できない）。

⑶　中小企業投資促進税制（措法42の６）

中小企業者等が指定期間（平成10.6.1～令和3.3.31）内に，特定機械装置等の取得等をした場合に，取得価額の30％の特別償却又は７％の税額控除（下記⑾「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の税額控除」及び下記⑿「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の税額控除」の合計で当期の法人税額の20％を限度とする。）のいずれかの選択ができる（ただし，中小企業者等のうち資本金3,000万円超の法人は，税額控除を選択できない。）。

控除限度超過額については，１年間の繰越しができる。

⑷　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の９）

製造業者等が平成14.4.1～令和3.3.31のうち一定の期間内に，次の地区内において工業用機械等の取得等をした場合に，取得価額の15％（建物等は８％）の税額控除（当期の法人税額の20％を限度とする。）ができる。

控除限度超過額については，４年間の繰越しができる。

①　観光地形成促進地域

②　情報通信産業振興地域

③　産業高度化・事業革新促進地域

④　国際物流拠点産業集積地域

⑤　経済金融活性化特別地区

⑸　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除（措法42の10）

①　特定事業の実施主体として国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められた法人が，指定期間（平成26.4.1～令和2.3.31）内に，国家戦略特別区域内において，特定事業の実施に関する計画に記載された特定機械装置等の取得等をした場合に，次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20％を限度とする。）のいずれかの選択ができる。

度　の　概　要（続）

租税の特別減免（続）

イ　平成31.4.1～令和2.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等（平成31.3.31以前に受けた確認に係る事業実施計画に記載されたものを除く。）：特別償却割合45％（建物等23％），税額控除割合14％（建物等７％）

ロ　上記イ以外の特定機械装置等：特別償却割合50％（建物等25％），税額控除割合15％（建物等８％）

②　特定中核事業用設備のうち開発研究用のものの減価償却費の額は，特別試験研究費の額に該当するものとみなして，研究開発税制の適用ができる。

(6)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11）

総合特別区域法の指定法人が指定期間（平成23.8.1～令和2.3.31）内に，国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合に，次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20％を限度とする。）のいずれかの選択ができる。

イ　平成31.4.1～令和2.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等（平成31.3.31以前に受けた確認に係る指定法人事業実施計画に記載されたものを除く。）：特別償却割合34％（建物等17％），税額控除割合10％（建物等５％）

ロ　上記イ以外の特定機械装置等：特別償却割合40％（建物等20％），税額控除割合12％（建物等６％）

(7)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（措法42の11の２）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正法の施行の日（平成29.7.31）から令和3.3.31までの間に，地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業に係る促進地域内において，特定事業用機械等の取得等をした場合に，次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20％を限度とする。）のいずれかの選択ができる。

イ　機械装置及び機械器具備品：特別償却割合40％，税額控除割合４％（平成31.4.1以後に承認を受けた法人の承認地域経済牽引事業について，地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとしての要件を満たす承認地域経済牽引事業の用に供するものにあっては，特別償却割合50％，税額控除割合５％）

ロ　建物等：特別償却割合20％，税額控除割合２％

(8)　地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の３）

地域再生法一部改正法施行日（平成27.8.10）から令和2.3.31までの間に計画の認定を受けた法人が，認定日から２年以内にその計画に記載された建物等の取得等をした場合に，次の場合に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20％を限度とする。）のいずれかの選択ができる。

①　移転型計画：特別償却割合25％，税額控除割合７％

②　拡充型計画：特別償却割合15％，税額控除割合４％

(9)　地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12）

①　地域再生法一部改正法施行日（平成27.8.10）から令和2.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受けた法人が，認定日から２年以内の日を含む事業年度（適用年度）において，次のイの要件をすべて満たす場合に，その計画に従って移転又は新増設をした特定業務施設における増加させた雇用者について，次のロに掲げる金額の合計額の税額控除（当期の法人税額の20％を限度とする。）ができる。ただし，上記(8)「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別控除」の適用を受けた事業年度については，適用することができない。（上記(8)との選択適用）

イ　要件

(イ)　当期及び前期において会社都合による離職者がいないこと

(ロ)　地方事業所基準雇用者数のうち有期雇用又は短時間労働の新規雇用者以外の雇用者の数が２人以上であること

(ハ)　当期の給与等支給額が比較給与等支給額以上であること

(ニ)　雇用保険法の適用事業を行い，業務の規制等が講じられている一定の事業を行っていないこと

ロ　税額控除額

(イ)　30万円（当期の雇用者の増加割合が８％以上（移転型計画は５％以上）である場合は，60万円）に，適用対象特定業務施設における増加雇用者数（全体の増加雇用者数を上限とする。）のうち無

期・フルタイムの新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額

(ロ)　20万円（当期の雇用者の増加割合が８％以上（移転型計画は５％以上）である場合は，50万円）に，次のａ，ｂの合計数を乗じて計算した金額

ａ　適用対象特定業務施設における新規雇用者総数（全体の増加雇用者数を上限とする。）から無期・フルタイムの新規雇用者数を控除した数のうち当該新規雇用者総数の40％に達するまでの数

ｂ　適用対象特定業務施設における増加雇用者数（全体の増加雇用者数を上限とする。）から当該新規雇用者総数を控除した数

②　上記①の適用を受ける又は受けた認定法人（上記(8)の適用を受けたもので上記(8)の適用を受けなかったものとした場合に上記①の適用を受けられたものを含む。）が，適用事業年度以後の各適用年度において，上記①イ(ニ)の要件を満たす場合には，その特定業務施設における計画認定日（移転型事業の計画に限る。）を含む事業年度からその適用年度までの特定業務施設における増加雇用者数の合計数に30万円（特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には20万円）を乗じて計算した金額の税額控除（上記①の税額控除と合計で当期の法人税額の20％を上限とする。）ができる。（上記(8)との併用可能）

(10)　認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（措法42の12の２）

地域再生法一部改正法施行日（平成28.4.20）から令和2.3.31までの間に，地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に，その支出した寄附金の額の合計額の20％からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額（その支出した寄附金の額の合計額の10％を限度とする。）の税額控除（当期の法人税額の５％を限度とする。）ができる。

(11)　特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の３）

特定中小企業者等が，指定期間（平成25.4.1～令和3.3.31）内に，経営改善設備の取得等をした場合に，取得価額の30％の特別償却又は７％の税額控除（上記(3)「中小企業者等が機械等を取得した場合の税額控除」及び下記(12)「中小企業経営強化税制」の税額控除の額の合計額で当期の法人税額の20％を限度とする。）のいずれかの選択ができる（ただし，特定中小企業者等のうち，資本金の額等が3,000万円超の法人は，税額控除を選択できない。）。

控除限度超過額については，１年間の繰越しができる。

(12)　中小企業経営強化税制（措法42の12の４）

中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが，平成29.4.1～令和3.3.31までの間に，特定経営力向上設備等の取得等をした場合に，即時償却と取得価額の７％（特定中小企業者等は10％）の税額控除（上記(3)「中小企業者投資促進税制」及び上記(11)「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除」の合計で当期の法人税額の20％を限度とする。）のいずれかの選択ができる。

控除限度超過額は１年間の繰越しができる。

(13)　給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（措法42の12の５）

①　平成30.4.1～令和3.3.31までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において，次の要件を満たすときは，給与等支給増加額の15％（教育訓練費の額の比較教育訓練費の額（前２年の教育訓練費の額の平均額）に対する増加割合が20％以上であるときは20％）の税額控除（当期の法人税額の20％を限度とする。）ができる。

イ　継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が３％以上であること

ロ　国内設備投資額が減価償却費の総額の90％以上であること

②　上記①の適用に代えて中小企業者等が，平成30.4.1～令和3.3.31までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において，継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1.5％以上であるときは，給与等支給増加額の15％（次の要件を満たすときは25％）の税額控除（当期の法人税額の20％を限度とする。）ができる。

イ　継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が2.5％以上であること

ロ　次のいずれかの要件を満たすこと

度　の　概　要（続）

租税の特別減免（続）

(イ)　中小企業者等の教育訓練費の額の前年度の教育訓練費の額に対する増加割合が10％以上であること

(ロ)　中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものであり，その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたこのと証明がされたものであること

⒁　革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の６）

生産性向上特別措置法の施行の日（平成30.6.6）から令和3.3.31までの間に，同法の認定革新的データ産業活用事業者が，認定革新的データ産業活用計画に従って実施される革新的データ産業活用の用に供するために，特定ソフトウエアを新増設した場合に，革新的情報産業活用設備の取得等をしたときは，取得価額の30％の特別償却又は５％（上記⒀の①のイの要件を満たさない場合には３％）の税額控除のいずれかの選択ができる。ただし，税額控除における控除税額は，当期の法人税額の20％（上記⒀の①のイの要件を満たさない場合は15％）を限度とする。

⒂　沖縄の認定法人の所得の特別控除（措法60）

①　情報通信産業特別地区

情報通信産業特別地区として定められている地区において，情報通信産業振興計画の提出の日（平成26.6.18）以後に設立された法人で，同地区内に本店又は主たる事務所を有するものであること，同地区においては専ら特定情報通信事業を営むこと，地区外の事業所においては調査業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと，常時使用する従業員数が５人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を同日から令和3.3.31までの間に受けた法人については，その設立後10年間，同地区内において行う特定情報通信事業から得られた所得について，40％の所得控除ができる。

②　国際物流拠点産業集積地域

国際物流拠点産業集積地域として定められている地域において，国際物流拠点産業集積計画の提出の日（平成26.6.18）以後に設立された法人で，同地区内に本店又は主たる事務所を有するものであること，同地域においては専ら特定国際物流拠点事業を営むこと，地域外の事業所においては自らが製造した製品の販売業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと，常時使用する従業員数が15人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を同日から令和3.3.31の間に受けた法人については，その設立後10年間，同地域内において行う特定国際物流拠点事業から得られた所得について，40％の所得控除ができる。

③　経済金融活性化特別地区

経済金融活性化特別地区の区域内において同地区の指定の日（平成26.4.10）以後に設立された法人で，同地区内に本店又は主たる事務所を有するものであること，同地区内においては主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと，常時使用する従業員数が５人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を同日から令和3.3.31の間に受けた法人については，その設立後10年間，所得の40％に特区内従業員数割合を乗じた金額の所得控除ができる。

⒃　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61）

国家戦略特別区域法の指定を令和2.3.31までに受けた指定法人については，その設立以後５年間，国家戦略特別区域内において行われる特定事業から得られた所得について，20％の所得控除ができる。

※１　法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については，平均所得金額（前３事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止する（平成31.4.1以後に開始する事業年度から適用）。

※２　大企業が，平成30.4.1～令和3.3.31の間に開始する各事業年度において次の①の要件のいずれにも該当しない場合には，その事業年度については，次の②の税額控除規定を適用できないこととする。

ただし，その所得の金額が前期の所得の金額以下の一定の事業年度にあっては，対象外とする。

①　要件

イ　継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること

ロ　国内設備投資額が減価償却費の総額の10％を超えること

②　税額控除規定

イ　試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（上記(1)）

ロ　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別税額控除（上記(7)）

ハ　革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（上記⒁）

28. 法　人　税　制

課税の特例 ある場合の の支出が 使途秘匿金	法人が，平成6.4.1以後に使途秘匿金を支出した場合には，通常の法人税に加え，その使途秘匿金の額に40％の法人税を課税する。（措法62） （使途秘匿金の支出とは，法人がした金銭等の支出のうち，相当の理由がなく，その相手先の氏名・住所及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいう。ただし，商品の仕入れ等取引の対価の支払として支出されたものであることが明らかなものは除かれる。）
欠損金の繰越し・繰戻し	(1)　法人の各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた次の欠損金額については損金の額に算入する。ただし，中小法人等以外の法人については，欠損金額の控除前の所得金額（控除前所得金額）の50％相当額を限度とする。 なお，再建中の法人又は新設法人の一定の事業年度については，欠損金額の損金算入限度額を控除前所得金額とする特例が設けられている。 ①　青色申告書を提出した事業年度の欠損金額 ②　確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金額 (2)　青色申告法人の欠損金額については１年間の繰戻還付ができる。 ただし，資本金の額が１億円超の法人の平成4.4.1から令和2.3.31の間に終了する事業年度において生じた欠損金については，解散，事業の全部の譲渡，更生手続の開始等の事実が生じた場合を除いて，繰戻し還付制度は適用されない（措法66の13）。（繰戻還付制度について，大法人（資本金の額が５億円以上の法人等）の100％子法人及び100％グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等についても不適用とする。） （注１）災害により資産に生じた災害損失欠損金があるときは，上記の場合にかかわらず，欠損金の繰戻還付ができる。 （注２）農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者が，令和2.3.31までの間に終了する事業年度において生じた一定の設備廃棄等欠損金額があるときは，上記の場合にかかわらず，欠損金の繰戻還付ができる。
納期	(1)　期限内申告の場合 事業年度が６月以下の法人は確定申告書の提出期限（各事業年度終了の日から２月以内。） 事業年度が６月を超える法人は最初の６月間に係る中間申告書の提出期限（事業年度開始後６月を経過した日から２月以内），決算確定の際の確定申告書の提出期限（事業年度終了の日から２月以内。） ただし，法人が，定款等の定め等の理由により，事業年度終了の日の翌日から２月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には，法人の申請により，提出期限を１月間（次に該当する場合は，次の期間）延長することができる。 ①　会計監査人を置いている場合で，かつ，定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から３月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合…４月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間 ②　特別の事情があることにより各事業年度終了の日から３月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合…　税務署長が指定する月数の期間 なお，申告期限の延長が認められた場合には，その延長された期間に応じ利子税が徴収される。 (2)　期限後申告の場合は申告書提出の日 （注）災害その他やむを得ない事情により決算が確定しないときは税務署長の指定した日までに申告納税することができる。 修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。 ※　大法人の確定申告書等の提出については，申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により提供しなければならない（令和2.4.1以後に開始する事業年度から適用）。

度　の　概　要（続）

その他の法人課税（備考）	事業税（所得割）　資本金１億円超の法人　年所得400万円以下0.3%（0.4%）　800万円以下0.5%（0.7%）　800万円超0.7%（1.0%） 資本金１億円以下の法人　年所得400万円以下3.4%（3.5%）　800万円以下5.1%（5.3%）　800万円超6.7%（7.0%） 事業税（付加価値割）　資本金１億円超の法人　付加価値額の　1.2% 事業税（資本割）　資本金１億円超の法人　資本金等の額の　0.5% 事業税（収入割）　一定の業種を営む法人　収入金額の　0.9%（1.0%） 道府県民税　均等割　２～ 80万円　法人税割　法人税額の3.2%（1.0%） 市町村民税　均等割　５～300万円　法人税割　法人税額の9.7%（6.0%） 地方法人税（国税）　法人税額の4.4%（10.3%） （注１）（　）内の税率は令和元年10月１日以後に開始する事業年度から適用される税率である。 （注２）上記のほか事業税の付加税として地方法人特別税（資本金１億円超の法人は基準法人所得割額の414.2%，資本金１億円以下の法人は基準法人所得割額の43.2%，一定の業種を営む法人は基準法人収入割額の43.2%）が課される。なお，令和元年10月１日以後に開始する事業年度から地方法人特別税は廃止され，特別法人事業税（資本金１億円超の法人は基準法人所得割額の260%，資本金１億円以下の法人は基準法人所得割額の37%，一定の業種を営む法人は基準法人収入割額の30%）が課される。
資産再評価	(1)　第１次再評価 昭25.1.1～10.30の期間　再評価差額に対して６%課税 (2)　第２次再評価 昭26.1.1～9.30の期間　課税条件は第１次に同じ (3)　第３次再評価 昭28.1.1から２年間　再評価差額に対して６%課税 ただし，減価償却資産について，最低限度以上の再評価を行った者に対しては，一定方法により減免 (4)　第４次再評価 中小企業を対象として，昭32.1.1から１年間　再評価差額に対して1.5%課税